

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

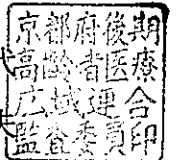
定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年1月20日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員
同

北村治千代
長岡 一夫



京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査実施期間

平成26年11月28日から同年12月10日まで

3 監査の対象

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに執行された平成25年度の財務及びその他の事務

4 監査の方法

事前に担当課から関係資料の提出を求め、関係諸帳簿、証書類の審査・照合等を行うとともに、質問調査を実施した。

5 監査の結果

京都府後期高齢者医療広域連合の予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、現金出納事務、財産管理事務及びその他の事務について監査を行った結果、法令等に準拠し、目的に従って適正に執行されているものと認められた。

特に広域連合長に対し、措置を求めるべき事項は見当たらなかったが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。